

財団法人新潟県建設技術センター寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人新潟県建設技術センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を新潟県新潟市西区山田字堤付2522番地18に置く。

2 センターは、従たる事務所を次の位置に置く。

- (1) 新潟県上越市大字下門前字遠近田531番10
- (2) 新潟県佐渡市吉岡字大道465番3
- (3) 新潟県長岡市摂田屋町字崩2595番地

(目的)

第3条 センターは、土木施設及び建築物の安全性を確保するとともに公共事業の円滑かつ効率的な執行に寄与するため、土木建築材料及び金属材料等に関する試験研究、建設材料全般の試験研究に関連する調査及び調査資料の作成並びに公共事業の執行に対する支援を行い、もって地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 土木建築材料及び金属材料等の試験
- (2) 土木建築材料及び金属材料等に関する技術向上のための研修及び広報活動
- (3) 土木建築材料及び金属材料等に関する調査研究
- (4) 土木建築材料及び金属材料等に関する情報の収集及び資料の作成
- (5) 土木建築材料及び金属材料等の研究に関連する調査及び調査台帳の作成
- (6) 市町村に対する積算システムの提供
- (7) 公共事業の調査、設計、積算及び施工管理に係る業務の受託
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 センターの資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初に基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

2 前項ただし書きの場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(資産の管理)

第8条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便局若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他の確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事業計画及び予算)

第11条 センターの事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

ただし、軽微な変更については、この限りでない。

3 理事長は、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足が生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

4 第1項及び第2項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 理事長は、事業年度ごとに次の書類により事業報告及び決算を調製し、事業年度終了後60日以内に監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

(長期借入金)

第12条の2 センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ、その旨を新潟県知事に届け出るとともに、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類)

第13条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 常務理事 1人

(4) 理事（理事長、専務理事及び常務理事を含む。）6人以上14人以内

(5) 監事 2人

（役員を選任）

第14条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 専務理事及び常務理事は、理事長が理事会の承認を得て選任する。

4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第15条 理事長はセンターを代表し、センターの業務を統括する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長の命を受けてセンターの業務を処理し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会においてセンターの業務の執行を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) センターの財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会又は新潟県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

（役員任期）

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員報酬等）

第17条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 報酬及び費用の弁償については、理事会の議決を経て別に定める。

(役員解任)

第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得て解任することができる。

(事務局)

第19条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 理事会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の2分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定により招集するとき。

(招集)

第23条 理事会は、前条第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には、請求の日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所をあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は書面をもって他の理事を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、出席した者とみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席理事の中から、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条 センターに、評議員6人以上14人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

3 第16条、第17条第1項本文、第2項並びに第3項（費用の弁償に係る部分に限る。）及び第18条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 第25条から第28条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県知事の認可を得なければ変更することができない。

- 2 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県知事の承認があったときに解散する。

- 2 解散のとき存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、新潟県知事の許可を得たうえ、新潟県又はセンターと類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。
- 3 前2項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

第7章 雑 則

(委 任)

第33条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則

- 1 センターの設立当初の役員は、第14条第1項から第3項の規定にかかわらず、別紙役

員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。

2 センターの設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。

3 センターの設立初年度の事業計画及び予算は、第11条第1項にかかわらず、別紙事業計画書及び予算書のとおりとする。

附 則

変更後の寄附行為第3条及び第4条は、昭和61年9月9日から施行する。

附 則

変更後の寄附行為は、平成3年11月1日から施行する。ただし、変更後の寄附行為第2条第2項中第3号及び第4号に係る部分については同年12月1日から、第5号に係る部分については平成4年1月1日から施行する。

附 則

変更後の寄附行為第13条は、平成4年9月25日から施行する。

附 則

変更後の寄附行為第3条、第4条及び第13条は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

変更後の寄附行為第13条は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

変更後の寄附行為第13条、第14条、第15条及び第17条は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日認可）

変更後の寄附行為は、知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成13年 2 月 26 日認可）

この寄附行為は、知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成14年 4 月 10 日認可）

この寄附行為は、知事の認可があった日から施行する。

附 則

変更後の寄附行為第 2 条第 2 項第 4 号は、平成16年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月 10 日認可）

この寄附行為は、知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成17年 4 月 5 日認可）

この寄附行為は、知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成19年 5 月 8 日認可）

この寄附行為は、知事の認可があった日から施行する。

附 則

変更後の寄附行為第 2 条第 2 項第 1 号は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 5 月 6 日認可）

この寄附行為は、知事の認可があった日から施行する。